

## ○令和3年度大江町移住促進家賃支援事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日

### (目的)

第1条 町長は、本町に移住した者が町内の賃貸住宅に入居する場合の家賃に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することで、移住者の経済的負担を軽減し、移住・定住の促進を図る。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 賃貸住宅 本町に転入した世帯が自己の居住の用に供するため、建物所有者と賃貸借契約を締結した住宅をいう。但し、次に掲げる住宅を除く。

ア 3親等以内の親族が所有する住宅又は賃貸住宅

イ 3親等以内の親族が役員である法人が所有する住宅又は賃貸住宅

ウ その他、町長が不適切と認める住宅

(2) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料（共益費、管理費及び駐車場料金等を除く。）の月額をいう。但し、国・県からの同様の補助金及び勤務先からの住宅手当が支給されている場合は、当該賃借料からそれらの金額を控除した額とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和3年3月1日から令和4年2月28日までの期間に本町に転入し、町内の賃貸住宅に新たに入居していること。

(2) 会社等の転勤・進学による異動でないこと。

(3) 主としてその収入によって世帯の生計を支えており、申請時において満45歳以下であること。

(4) 転入の前日1年間において本町に住所を有していなかったこと。

(5) 世帯全員が申請日において納付すべき税を滞納していないこと。

(6) 本町に転入した日より、本町に3年以上定住する意思があること。

(7) 町による他の家賃補助等を受けていないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金額)

第4条 1月当たりの補助金の額は、1万円（補助対象者が申請時において生計を一にする義務教育修了前の子と同居している場合は、これに子一人当たり5千円を加算した額）又は家賃の2分の1の額のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付対象となる期間は、36月を上限とし、賃貸住宅を月途中で退居する場合の当該月は、補助の対象としないものとする。

3 前項に規定する交付対象期間は、転入した日の属する月の翌月から起算するものとし、令和3年度に令和3年4月から令和4年3月分の家賃のうち、交付対象期間分の家賃を一括して交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大江町移住促進家賃支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、年度ごとに町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 当該賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 申請日の属する年度の前年度の市町村税納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すると決定したときは、大江町移住促進家賃支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じた場合は、大江町移住促進家賃支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請により補助金の額又は補助金の交付期間を変更することと決定したときは、大江町移住促進家賃支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

3 前2項の規定により補助金の交付期間を変更する場合において、転居等により家賃の月額的全額を支払わない月があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、令和4年3月10日までに大江町移住促進家賃支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に家賃等の支払いを証明する書類を添えて、町長に提出しな

ければならない。

(補助金の支払い)

第9条 町長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、大江町移住促進家賃支援事業費補助金確定通知書(様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとし、令和4年3月31日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、当該補助金について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) 賃貸住宅を退去し、又は賃貸借契約を解除したとき。
- (4) 家賃を滞納しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を交付対象者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。